

2006年・地方分権改革の展開

——ポスト三位一体改革の動き——

緒方俊則

1 はじめに

今日わが国全体で地方分権改革が進められてきている。この改革は、わが国の政治・行政の基本構造を根本のところから変えていくものであり、かつて地方分権推進委員会が指摘したように明治維新・戦後改革に次ぐ「第三の改革」というべきものである。⁽¹⁾ 始まりとされる1993年の地方分権の推進に関する衆参両院の決議以来、14年にわたって取り組まれてきている。

10年前、地方分権推進委員会はその中間報告（1996年3月29日）において「（地方分権は）一朝一夕に成し得る性格のものではない。相互に複雑に絡まり合っている諸制度の縫い目を一つ一つ慎重に解きほぐし、システムの変革に伴いがちな摩擦と苦痛の発生を最小限に抑えながら、諸制度を新たなデザインに基づいて順序よく縫い直して、その装いを新たにしていすべき事業である」と指摘をした。

今日までの状況を見る限り、関係者、組織に相当の摩擦と苦痛を伴いながら2000年4月の地方分権一括法の施行、2005年末に決着した三位一体の改革など、まだまだ十分とはいえないとはいえ進展を見てきているのは確かである。

以下では、2005年までの状況を踏まえ、2006年中の進展状況について分析・考察を加えることとする。

2 2005年末の状況

地方分権改革については地方分権一括法の制定までを第1次の改革といわれ

る。その後、地方税財源をめぐる課題等にさらに取り組むべきという強い要請により、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税改革について一体的に取り組む三位一体の改革が始まることになる。期間は2004年度から2006年度として進められてきた。最終的には2005年11月30日、政府・与党の合意において決着をみた。所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲、国庫補助負担金改革4兆6,661億円、地方交付税改革3ヵ年で5兆1,000億円の総額の抑制などが内容である。

この合意について、翌12月1日に地方六団体の連名により声明（「三位一体の改革」に関する政府・与党合意に対する声明）が発表されている。①3兆円という大規模な税源移譲を基幹税により行うこととしていることはこれまでにない画期的な改革である、②国庫補助負担金改革の中にもともと地方の改革案から除外していた生活保護費が盛り込まれなかったこと及び施設整備費を対象に採り入れたことは地方の意見が反映されたものとなった、③その一方で児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引下げが行われるなど地方が主張してきた真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題が含まれている、などが主張のポイントである。その上で、「今回の内容は、地方分権の今後の展望を拓くための第一段階と受けとめており、引き続き平成19年度以降も更なる改革を進めるべきである」として今後の改革の推進を求めている。

共同通信社は2006年5月、全国の首長1,890人を対象に三位一体の改革に関する調査を行っているが（回収率99.7%）、その結果によると、三位一体改革の個別パーツである「①大規模な税源移譲が初めて実現」という点について51.4%で評価するとされているものの、三位一体の改革自体には高い評価は得られていない（「あまり評価しない」・「評価しない」合わせて79.9%⁽²⁾）。12月1日の声明はこのような全国の首長の声を代弁したものといっただろう。

前記の政府・与党合意の中においては、「地方分権に向けた改革に終わりはない。政府・与党としては、18年度までの改革の成果を踏まえつつ、国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立す

るための取組を行っていく」ということが表明されている。

3 2006年・分権改革について

2006年の分権改革の動きは、2005年末までの動きを受け、三位一体改革の次の展開を探る動きが続く。年明け以降始まる様々な議論が一応の収束をみる7月7日の「経済財政運営及び構造改革に関する基本方針2006」（「基本方針2006」）閣議決定までの動きと、その決定を踏まえたそれ以降の動き（年末に分権改革推進法が制定されるまで）というように2つの時期に分けてみていくことができる（表1参照）。

表1 2006年・分権改革の議論の流れ（本稿引用事項の整理）

1月12日	「地方分権21世紀ビジョン懇談会」（総務省）立上げ
1月13日	「新地方分権構想検討委員会」（地方自治確立対策協議会）立上げ
5月10日	経済財政諮問会議において竹中総務大臣が「地方財政改革について」を提出
5月11日	分権構想委員会・中間報告
6月7日	地方六団体から内閣・国会に対して意見書を提出
6月14日	財政制度等審議会・答申
6月19日	地方財政審議会・答申
7月3日	地方分権21世紀ビジョン懇談会・報告書
7月7日	「基本方針2006」閣議決定
7月21日	地方六団体からの意見書に対する総理大臣からの回答
9月26日	安倍内閣発足。竹中総務大臣から菅総務大臣へ
10月27日	地方分権改革推進法案を閣議決定・国会提出
12月8日	地方分権改革推進法が成立

3.1 「基本方針2006」閣議決定まで

まず、「基本方針2006」閣議決定までの動きである。

この「基本方針」であるが、省庁再編によって「経済財政諮問会議」（議長は内閣総理大臣）が設置され、この場において毎年夏前に答申されるものである。答申直後に閣議決定が行われ、基本方針に書き込まれた内容を柱としてその後の政府の経済政策・財政政策が推進されてきている。毎年繰り返されるこ

とにより、今日では政府の方針決定・実施サイクルとして確立してきている。基本方針がそういう位置づけを持つものであるがゆえに、今後の国の経済財政政策において議論のリードを狙う各省庁等にとって、自ら描く政策の方向性を基本方針に反映させることは戦略的に極めて重視される。そのため、基本方針の決定時期に向けて経済財政諮問会議の内外で主張を展開することになる。⁽³⁾

2006年についても年明け早々「基本方針」への反映をめざした議論が政府内で展開していく。とりわけ、「基本方針2006」は、ポスト三位一体改革の新たな方向を決定づけるものとして極めて重要な意味を持つと認識され、自治体の財政基盤の強化を図ることにより地方分権を推進しようとする総務省・地方団体側が積極的に議論を展開する一方で、国の厳しい財政状況を背景に地方交付税の総額の削減等を図ろうとする財務省を中心とした側との議論のぶつかり合いが見られる。

(1) 総務省・地方団体側の議論

まず、地方分権を推進する方向の議論を見る。

この議論としては、まず、年明け早々1月12日に竹中総務大臣が主催する「地方分権21世紀ビジョン懇談会」(以下「ビジョン懇」という。)が立ち上がった(設置に当たっての大臣の考えについては(注4)参照)。三位一体の改革後の将来の地方分権の具体的な姿をビッグピクチャーとして描き、それを実現する抜本的な改革案を議論する⁽⁵⁾と謳って発足をする。委員長は9月の安倍内閣発足と同時に内閣府特命大臣(経済財政政策)に就任する大田弘子氏である。

また、時を同じくして翌13日に地方団体側(地方自治確立対策協議会)も委員会を立ち上げる。「新地方分権構想検討委員会」(以下「分権構想委員会」という。)である。もともと竹中総務大臣から、総務省で検討の場を立ち上げるので地方団体側も議論を進めてもらいたいという要請があって立ち上がったものである。こちらは東京大学の神野直彦氏を委員長とする。平成19年度以降における分権社会のビジョンを提言することにより、真の自主・自立の分権型地域社会の実現に向け、国における地方分権改革推進議論を一層、強力に促

進するとともに、国民の幅広い理解を得ることを目的として立ち上がった。

ビジョン懇は5月26日まで11回の会合を開き報告書の暫定版をまとめている。

また、分権構想委員会は最終報告は11月になるが、5月11日に中間報告をまとめている。とりまとめの時期からわかるようにいずれも基本方針への反映を意図したものである。ともに、地方分権の推進を謳っているがその目指す姿、手法は必ずしも同じではない。ビジョン懇報告書は、市場による自治体のガバナンスを志向するような地方債の完全自由化や破綻法制の制定など、これまであまり議論されてこなかったような政策提言が出てきているのに対し、分権構想委員会の中間報告については、地方共有税や国と地方の協議の場の設置などこれまでの三位一体改革の議論の中での自治体の主張を更に前進させていくような内容となっている。

ア 地方分権 21世紀ビジョン懇談会報告書（2006年7月3日）

ビジョン懇報告書は、今日求められているのは分権改革の加速だとして、分権改革の目指すべき方向性として5つの原則を掲げている。

〈原則1：自由と責任〉、〈原則2：小さな政府〉、〈原則3：個性の競争〉、〈原則4：住民によるガバナンス〉、〈原則5：情報開示の徹底〉である。

そして6つの主な施策を掲げる。

〔(1)新分権一括法〕、〔(2)地方債の完全自由化〕、〔(3)いわゆる“再生型破綻法制”の整備〕、〔(4)税源配分の見直し〕、〔(5)交付税改革 ①新型交付税 ②不交付団体の拡大〕、〔(6)地方行革の新指針〕、である。これらについて短期、中期、長期の工程表（図1）をつけて示している。

このうち、〔(1)新分権一括法〕、〔(4)税源配分の見直し〕、〔(5)交付税改革〕、〔(6)地方行革の新指針〕については、大きな方向としては三位一体改革の延長線上といえることができる⁽⁶⁾。〔(5)交付税改革 ①新型交付税〕については、交付税の自治体への配分に当たって人口と面積による算定とするもので、これまでも進められてきた算定の簡素化の方向を加速する意図と見ることもできる。

図1 「分権改革工程表」(地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書)

時間軸 主な施策	短期 今夏の予算要求, 税制改正要望等に反映し, 今秋までに実現に着手	中期 3年程度で実現	長期 10年後までに実現
(1)新分権一括法 (含む国庫補助負担金改革)	地方制度調査会等の場で今秋までに検討に着手	2年を目途に結論 3年以内に提出	
(2)地方債の完全自由化	10年後の交付税措置廃止に向けて初年度にふさわしい措置 地方債発行条件の統一交渉の廃止	公営公庫に対する政府保証の廃止 公営公庫の承継法人の業務は経過措置 小規模自治体の資金調達は, 共同地方債等で対応	協議制の廃止 新発地方債に対する交付税措置の廃止
(3)いわゆる“再生型破綻法制”の整備	今秋までに制度の概要を作成・公表	3年以内に制度整備	(移行期間)
(4)税源配分の見直し	税源移譲の方法を検討	国と地方の税収比1:1 交付税・補助金から3年間で5兆円規模の税源移譲	国と地方の税収比4:6に近い水準
(5)交付税改革 ①新型交付税 ②不交付団体の拡大	19年度予算から導入 19年度予算において所要の歳出削減。税源移譲の方法を検討	3年間で5兆円程度規模を目指す 人口20万以上の自治体の半分	新分権一括法に伴い割合を拡大 人口10万以上の自治体の半分
(6)地方行革の新指針	今夏, 策定・公表		

「(2)地方債の完全自由化」, 「(3)いわゆる“再生型破綻法制”の整備」については, 地方債に関連する項目であり, これまであまり議論がされていない新たな視点が提示されたものといえよう。

なお, 5月10日の経済財政諮問会議において竹中総務大臣から資料「地方財政改革について」の提出がなされているが, 竹中大臣は「行政の責任者として, 私なりの案というのを今日お示しをして, 経済財政諮問会議でも御議論⁽⁷⁾いただいた」とし, また, ビジョン懇の大田座長は「5月10日の経済財政諮問

会議で竹中大臣が発表されたことを踏まえて、それも中に入れる形で併せて⁽⁸⁾議論をしてきたとしている。

イ 新地方分権構想検討委員会・中間報告（2006年5月11日）

分権構想委員会・中間報告「『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』～「このまちに住んでよかった」と思えるように～」は、地方分権の基本的な視点と税財政改革について扱っている。分権改革の視点として示されているのは次の5つである。

「(1)暮らしの安全・安心をつくる」、 「(2)東京一極集中から多様な地域をよみがえらせる」、 「(3)自分たちのまちのことは自分たちで決める」、 「(4)住民に近いところへ力を集める～ニア・イズ・ベター」、 「(5)内政の政策立案に地方が参画し、更なる分権改革を断行する」である。

提言としては、7点にわたり示されている。

まず、分権改革全体に関わるものとして次の2つの提言がある。現実には地方分権改革を動かすという観点で手続き面を重視しているのが特徴の一つといえる。

[提言1] 「地方行財政会議」の設置～「国と地方の協議の場」の法定化

[提言7] 「新地方分権推進法」の制定～今、改めて、国民・国会の力で分権を

次に、分権改革の税財政面での具体的方策として次の5つの提言がある。

[提言2] 地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増

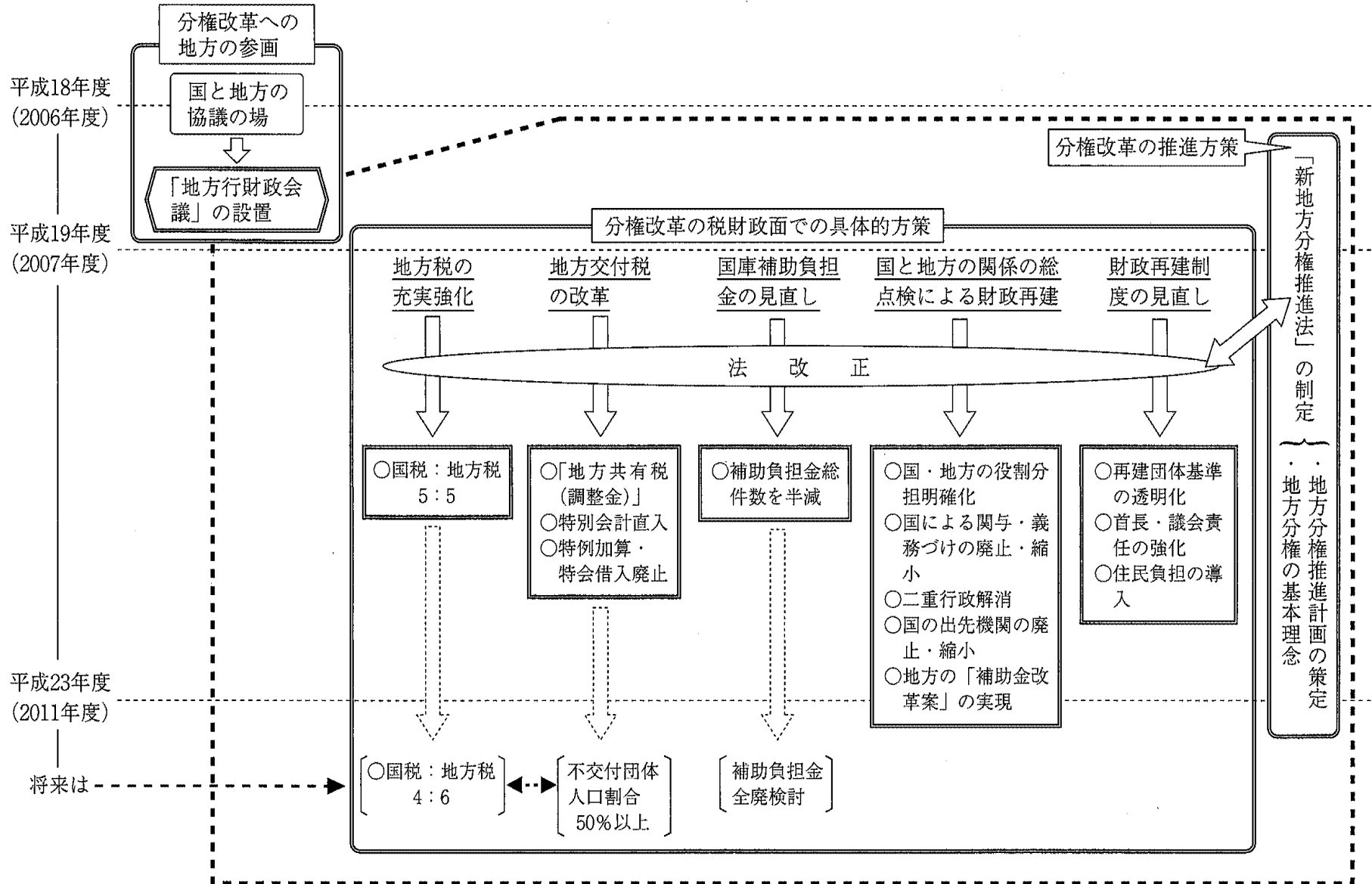
[提言3] 「地方交付税」を「地方共有税」に～法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止

[提言4] 国庫補助負担金の総件数の半分を廃止（一般財源化）し地方の改革案を実現

[提言5] 国と地方の関係の総点検による財政再建

[提言6] 財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、住民負担の導入

図2 「分権改革の工程表」(新地方分権構想検討委員会・中間報告)



この5つの中でポイントとなるのが、[提言3]である。「地方交付税」という名称は、どうしても国と地方の上下関係があって、国から地方に与えられるものというイメージが伴うということから、本来、地方固有の財源であり、自治体が共有しているものであるということ、そして、全ての自治体が住民に対して一定の行政サービスを国に頼らずに実施していくことができるようお互いに融通しあうものであるということ、こういった本来の性格を現した名称にしようというものである。同時に、自治体を決定プロセスに参加させる仕組みやオープンにする仕組みを導入すること等が改革内容となっている。

以上についてまとめたものとして工程表（図2）が示されている。

ウ ビジョン懇報告書と分権構想委員会・中間報告について

ビジョン懇報告書の内容と分権構想委員会・中間報告の内容の関係について、関係者の認識・発言に触れておく。ビジョン懇報告書の暫定版が5月26日にとりまとめられたことを受け、6月6日にビジョン懇と分権構想委員会との意見交換が行われた。その場において、分権構想委員会側の発言として、「個々のパーツ毎に議論した際には、大きく違ってないと思っていたが、全体のパーツで見ると、両者の図柄は大きく違ったところが出てきている。我々は、具体的な中身の提言としては、税源移譲から入って、交付税、補助金と移転財源について議論を進めていく図柄。一方、ビジョン懇は、工程表を見ると、交付税については新型交付税等早めに手をつける一方、税源移譲については制度設計の検討という表現であり、税源移譲が少し後の課題とされており、問題」などの指摘がなされている。

一方、竹中総務大臣は、平成18年7月7日、閣議終了後の記者会見において、「細かいところで違うところがあっても、まさにその骨太の部分というのは、知恵を絞って議論したら大体方向としては一致するわけですよ。その最大のポイントは何かということ、国の役割、地方の役割、それぞれの根本をやはり見直さなければいけない。だから分権一括法、先方は新地方分権推進法といいます。同じことを言っているわけです」という発言を行っている。

エ 地方六団体からの意見書(提出:2006年6月7日,回答:7月21日)

地方六団体は,6月7日,地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき,内閣と国会に対し「地方分権の推進に関する意見書」を提出した。地方自治法に基づく意見書は12年ぶり2回目となる。今後の一層の分権改革に向け,地方六団体の重大な決意を示したものである。内容は分権構想委員会・中間報告をもとにしたものとなっている。

この意見書に対して,7月21日,内閣総理大臣の回答が行われた。個別項目への回答後,総括的に「政府としては,平成18年度までの改革の成果を踏まえつつ,さらに地方分権を推進し,国,地方を通じた行財政改革を進める観点から,地方と意見交換を行いつつ,今後とも,真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていく。」として締めくくられている。

この回答を受け,地方六団体では声明を発表している。そこでは,地方分権改革について一括法制定の方向が明確にされたことなどを評価する一方,「地方行財政会議」の設置や「地方共有税」等について触れられていないことは遺憾であるとする。そして,地方六団体は,今後とも真の地方自治の確立のため一致結束し,第二期改革の実現に向け不退転の決意をもって取り組んでいく覚悟であることを表明している。

12年前,地方六団体からの初めての意見書が発端となり,地方分権推進法が制定され,第1次分権改革が始まった。今回も9月から始まった臨時国会に地方分権改革推進法が提出される運びとなり,新たな改革が始動しようとしている。

(2) 国の財政再建を優先する立場からの議論

総務省・地方団体側の議論が進められる一方で,国の財政再建を優先する立場からの議論も財務省などから展開されていく。ここでは財政制度等審議会・答申を見てみる。基本方針が閣議決定される直前の時期(6月14日)に出されている。

ここでは,法律によって一般会計からの交付が義務付けられている地方交付

税をどのように抑制するかが大きな問題意識となって表れている。

地方交付税の法定率が現行の率に引き上げられた時点である昭和41年度について、国と地方は「車の両輪」との考えで、厳しかった地方財政のために交付税率の引上げが行われた。ところが、現在の状況は、地方の財政も厳しいとはいえ国の財政がより厳しい状況にある。そこで、国と地方のバランスの取れた健全化を推進する観点からは、交付税率の引下げを含め、検討していくべきだ、というのが主張となっている。そして、国の方がより厳しいということを主張するために基礎的財政収支の比較を持ち出している。

この財政審の答申が出た直後、地方財政審議会も答申を出し（6月19日）、財政制度等審議会の答申内容について反論を行っている。

まず、地方交付税の法定率の議論に対してであるが、大幅な地方財源不足への対応に当たって、本来、法定率の見直しを行うべきであるにもかかわらず、特例的な財政対策によって対応してきたのは、地方として自らの負担により国の厳しい財政状況に配慮してその財政運営に協力してきたものである、と主張する。

また、プライマリーバランスに関する国と地方の比較については、①地方のプライマリーバランスが国よりも、いち早く黒字化したことは、地方公共団体が努力した結果である、②財政審の主張は国のプライマリーバランスの赤字を地方に付け替えるかのような議論であり、地方の努力の成果を地方に還元することなく国の財政状況の改善に使うということになれば、地方行革のインセンティブを失わせる、③プライマリーバランスの状況を個別団体で見ると、財政力が強い団体の過半が黒字である一方、もともと財政力が弱い団体の過半は赤字であり、一方的な地方交付税の削減は地方団体間の財政格差の拡大につながりかねない、などの主張が行われている。

3.2 「基本方針 2006」の内容等

(1) 「基本方針 2006」の内容

以上のような、地方分権改革を推進する立場からの議論、国の財政再建を優

先する立場からの議論が激しく展開される中、7月7日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」は閣議決定が行われた。以下では、この中で扱われている今後の分権改革の方向性を見ていくこととするが、今回の基本方針を貫く基調は歳出・歳入一体改革であり、それを前提として、地方財政のあり方が記述されている。そこで、「基本方針2006」中の地方財政の記述に触れる前に、基本方針にて決定された歳出・歳入一体改革の姿を見ることとする。

ア 歳出・歳入一体改革について

まず、財政健全化の取組期間を3期に分けて論じている。第Ⅰ期は2006年度までの小泉内閣のもとにおける改革である。第Ⅱ期は2010年代初頭までであり、ここでは「財政健全化の第一歩である基礎的財政収支黒字化を確実に実現」するとしている。第Ⅲ期はその後の2010年代半ばまでであり、持続可能な財政とすべく、債務残高GDP比の発散を止め、安定的引下げへ、というこ

表2 今後5年間の歳出改革の概要（「基本方針2006」より）

	2006年度	2011年度	2011年度	削減額	備考
		自然体	改革後の姿		
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円程度	▲1.6兆円程度	
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円程度	▲2.6兆円程度	
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1～ 17.8兆円程度	▲5.6～ ▲3.9兆円程度	公共事業関係費 ▲3%～▲1% 地方単独事業 (投資的経費) ▲3%～▲1%
その他分野	27.3兆円	31.6兆円	27.1～ 28.3兆円程度	▲4.5～ ▲3.3兆円程度	科学技術振興費 +1.1%～経済 成長の範囲内 ODA ▲4%～ ▲2%
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9～ 116.8兆円程度	▲14.3～ ▲11.4兆円程度	
要対応額：16.5兆円程度					

(注1) 上記金額は、特記なき場合国・地方合計(SNAベース)。

(注2) 備考欄は、各経費の削減額に相当する国の一般歳出の主な経費の伸び率(対前年度比名目年率)等及び地方単独事業(地財計画ベース)の名目での削減率を示す。

とを目標としている。

そして、2011年度までに基礎的財政収支の黒字化を達成するという目標を前提として、目標を達成するための要対応額として16.5兆円を算出している。この額に対して、社会保障費や人件費、公共投資、その他分野などの歳出改革により、14.3兆円から11.4兆円の対応を行うとする。残りは差し引き、2.2兆円から5.1兆円となるが、この額については歳入改革の対応とする。これが歳出・歳入一体改革の基本的なフレームである（表2参照）。

イ 地方財政について

地方財政については、財政健全化第Ⅱ期の実現のための歳出改革の一分野として挙げられており、その記述は次のとおりである（「第3章 財政健全化への取組 1 歳入・歳出一体改革に向けた取組 (4)第Ⅱ期目標の達成に向けて ②歳出改革 ii 各分野における歳出改革の具体的内容」中において示されている「別表」より関係部分を抜粋）。

地方財政

- 国と地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれの財政健全化を進めるため、地方財政について以下の取組を行う。
- 地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。
 - (1) 地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。
 - (2) 地方単独事業については、「選択と集中」の視点に立って、国の取組と歩調を合わせ、過去5年間の改革努力（5年間で▲5兆円超）を基本的に継続することとするが、地域の実情に配慮し、今後5年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。

ただし、これまでの歳出削減努力がデフレ状況下で行われてきたことなども踏ま

え、地域の経済動向等を十分に注視しながら、柔軟かつ機動的な対応に心がけることとする。

- 以上の歳出削減努力等を踏まえ、地方交付税等については、以下の制度改革等を行う。
- (1) 地方交付税の現行法定率は堅持する。
 - (2) 過去3年間、毎年1兆円近く削減してきた地方交付税等（一般会計ベース）について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。
 - (3) これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税（地方財政計画ベース）等の一般財源の総額を確保する。
 - (4) 各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。
 - (5) 地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないように必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

また、道州制導入の検討を促進する。

また、同じく「第3章 財政健全化への取組 2 簡素で効率的な政府への取組」の中で、地方交付税に関して次のように記述されている。

(不交付団体の拡大等)

- ・例えば人口20万人以上の市の半分などの目標を定めて、交付税に依存しない不交付団体の増加を目指す。また、地方団体の財政運営に支障が生じないように必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。

ウ 地方財政に関する記述に関するコメント

総務省・自治体と、国の財政再建を優先する財務省との間で大きな焦点となっていたのは地方交付税の総額の議論である。全体的に地方歳出の削減を推

進する基調を色濃く示しながらも、この点は「地方交付税の現行法定率は堅持する」（「別表 地方財政」の3番目の「○」中の(1)）というような表現に落ち着くことになった（もちろんこれで決着ということにはならず、12月に向けて議論は継続されていくことになる。）。

「別表 地方財政」の3番目の「○」中の(5)では、地方分権一括法の制定に向けた取組を行うこととされ、次なる分権改革へのステップが明示されたものとして意義は大きい。「国庫補助負担金の廃止・縮小」や「税源移譲」についてはその中での検討事項として示されている。

また、「別表 地方財政」の3番目の「○」の最後では、ビジョン懇が主張している再建法制や地方行革の新指針に関する記述が見られる。

「2 簡素で効率的な政府への取組」の中では「簡素で新しい基準による交付税の算定を行う」ということで、ビジョン懇が打ち出した人口・面積による新型交付税が方向付けられていると見ることができよう。

ビジョン懇が主張していた地方債の自由化や、分権構想委員会・中間報告が提言していた政府との協議機関の設置や地方共有税についての記述は見られない。

当初、「基本方針2006」は、ポスト三位一体の改革の方向を決定付ける極めて重要なものになるという認識が関係者の間であった。上記の記述についての受け止め方は色々あると考えるが、全体として、緩やかながらも着実に方向付けが行われたものといつてよいのではないかと考える。特に、地方分権一括法の制定が閣議決定されたことの意義は次なる改革への道筋をつけたものとして非常に大きな意義を持つ⁽⁹⁾。

3.3 「基本方針2006」後の動き

(1) 地方分権改革推進法の成立

「基本方針」の閣議決定後はその具体化ということで展開していく。本稿のテーマである地方分権改革ということからすると、「基本方針2006」において決定された地方分権一括法の実現に向けた取組に着目することとなる。

それはまず、新たな地方分権一括法を策定するための体制等を定めるため、⁽¹⁰⁾「地方分権改革推進法」の制定に向けた取組として始まる。

7月31日に総務省内に分権法制推進室が設けられ、法案作成作業が始まる。

この動きは地方団体にとっても歓迎すべきものであるが、国会に提出されるまでに大きく2つの課題が見られた。1つは、法案の国会への提出時期の問題である。法案提出が秋の臨時国会になるのかどうか、地方分権を推進するにはできるだけ早く体制を固めて出発をすることが必要である。5年にわたった小泉政権が9月に終わり、安倍政権が誕生する時期であったが、10月3日の参議院本会議の代表質問に答える形で安倍総理は「今国会に提出するべく準備をしている」と表明をし、⁽¹¹⁾10月27日に国会提出となった。

2つ目は、道州制の議論との関係である。道州制については、2月末に第28次地方制度調査会が答申を出して以降、議論が広く行われるようになってきており、国会では道州制特区法案も継続審議になっている状況にあった。この点は、道州制の動きとは切り離して進めるということになった。菅総務大臣は次のように説明をしている。「こういうふうに整理したらいいのかなと思います。地方分権改革推進委員会というのは、直近なものについてはこの委員会で整理をし、地方に権限や財源や税源を移譲して地方が独自で自由度があって、その代わり責任をもって物事を決める、そういう仕組みを作っていく。道州制というのは、いずれにしろ10年先の話には私はなるとお思いますので、そうした地方分権の究極が道州制だと思っていますので、その先のあるべき姿を作り上げる、それが佐田内閣府特命担当大臣の「道州制ビジョン懇談会」じゃないかなというふうに思っています。ですから、まず地方分権を私どもで進めていくと、その先に道州制があると、そういう思いであります。」(12月12日閣議終了後の記者会見における発言)⁽¹²⁾

地方分権改革推進法案は10月27日に国会に提出された後、衆議院において一部修正が行われた。第6条（財政上の措置のあり方の検討）中に「国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から」という文

言が加えられた。また、第10条（地方分権改革推進委員会の所掌事務等）中の第3項として、内閣総理大臣が勧告を受けたときは、国会に報告することを義務付ける規定が加えられた。法案は衆参両院で付帯決議が付けられる中、12月8日に参議院本会議で可決され成立した。成立した地方分権改革推進法の概要は次のとおりである（総務省作成）。

地方分権改革推進法の概要

「骨太の方針2006」に基づく「関係法令の一括した見直し」に向けた推進体制等を定める推進法を制定。

1 基本理念

地方分権改革の推進は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として、次の基本理念に基づいて行う。

- ・国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする
 - ・地方公共団体の自主性及び自立性を高める
- ことによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進する。

2 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国は、地方分権改革を集中的かつ一体的に実施するための推進体制を整備し、地方分権改革に関する施策を総合的に策定・実施。地方公共団体は、行政運営の改善・充実に係る施策を推進。
- (2) 国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進。
- (3) 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たり、地方公共団体の立場を尊重し、密接に連絡するとともに、国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずる。

3 地方分権改革の推進に関する基本方針

- (1) 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、次の措置等を講ずる。
 - ① 地方公共団体への権限移譲の推進
 - ② 地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの整理・合理化
 - ③ 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化
- (2) 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、(1)の措置に応じ、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討。
- (3) 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図る。

4 地方分権改革推進計画

政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成（閣議決定）。

5 地方分権改革推進委員会

- (1) 内閣府に、地方分権改革推進委員会を設置。
- (2) 委員会は、委員7人をもって組織。委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。
- (3) 委員会は、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を勧告。内閣総理大臣は、勧告を受けたときは、これを国会に報告。

6 施行期日等

公布の日から六月を超えない範囲において政令で定める日から施行（委員の国会同意に係る規定は公布の日から施行）

この法律は、施行期日から起算して3年で失効。

前回の地方分権推進法は5年の期限であったが、地方分権改革推進法は3年の期限である。3年という期限は機運を盛り上げて一挙にやるということで菅総務大臣自ら決断をしたということである。⁽¹³⁾ その菅総務大臣に対して、12月15日、地方分権改革推進を担当する特命相を兼務する発令が行われている。

地方分権改革推進法をめぐるのは、当面の焦点は7人の委員の人選である。かつて、地方分権推進委員会から後の分権改革を託された地方分権改革会議において、国の財政再建を優先する考えの委員が主導したために空中分解をしたことは記憶に新しい。衆参両院の付帯決議にもあるとおり、人選に当たっては地方公共団体の意見の反映に特に配慮して進めていくことを期待したい。

(2) その他

「基本方針2006」において取り上げられた事項をめぐるその後の動きについて最後に触れる。

まず、大きな争点になっていた地方交付税総額の議論であるが、年末の地方財政対策において2007年度は15.2兆円と決定された。景気回復による税収増が見込まれ、地方交付税の法定率分の伸びも大きく14.6兆円となったが(2006年度は12.5兆円)、それを0.6兆円上回る決着であり、焦点となっていた地方

交付税の法定率分は堅持された。

人口と面積を基本に配分をする新型交付税については、2007年度から全体の1割程度（需要額ベース）で導入することが総務省から表明されており、地方団体側から不安の声も上がっていた。この点について、総務省から地方団体側に伝えられた見通しによると、導入に伴い算定項目を3割程度削減する、都道府県分では人口・面積の算定割合は3対1程度、交付税額の変動幅は10億円程度の変動に留まる、市町村分では人口・面積の算定割合は10対1程度、従来の配分額からの変動幅は最小限に抑える方針で人口1万人未満の小規模町村では9割が2,000万円～3,000万円程度増減し、例外的なケースでは最大5,000万円程度となる、ということであった。引き続き、各自治体とも重大な⁽¹⁴⁾関心を持って動向を見ていくこととなると思われる。

再建法制に関しては、8月31日、「新しい地方財政再生制度研究会」が立ち上がった。竹中総務大臣の退任直前の9月25日に中間的な取りまとめを行い、12月8日に報告書が取りまとめられた。3ヶ月余の間に11回と精力的に検討が進められた。新たな財政指標の整備や、財政状況が悪化した団体に対する早期是正スキームの導入、自主的な財政再建が困難な状況になった団体の再生スキームなどを提言している。議論の焦点の一つであった債務調整については今後の課題とされた。この内容に沿って次期通常国会に法案が提出されることとなっている。

地方行革の新指針としては8月31日に全国に向けて総務事務次官通知が出された。内容は行政改革推進法及び公共サービス改革法を踏まえたものとなっている。

なお、「基本方針2006」の柱となっている歳出・歳入一体改革のスキームは16.5兆円の要対応額をもとにしているが、景気回復の動きにより前提となっている2006年度の税収見込みが変動し、この要対応額が13兆円程度になったことが年末に内閣府から公表されている。このことに伴い、歳出・歳入改革をめぐって改めて議論が行われることになるのではないと思われるが、いずれにせよこの要対応額は、基礎的財政収支の黒字化を達成するための目標額であ

り、財政再建のほんの入り口にしか過ぎない。国民の税負担増の議論はいずれ避けられなくなるのではないかと考える。

地方団体側（地方自治確立対策協議会）が設置した「新地方分権構想委員会」は夏以降も議論を続け、11月30日に最終報告を出した。地方分権改革推進法の3年間で行われる改革を「第二期改革」とし、税源移譲の実施、地方共有税の創設、国庫補助負担金の総件数の半減、国と地方の二重行政の解消、法令の規律密度の緩和、住民自治の確立などについて具体的な提言を行っている。また、第二期改革後の改革の方向性として、地方分権型道州制、憲法改正などについても提言を行っている。

4 結 語

以上、2006年における地方分権改革の動きを見てきた。1995年から始まった地方分権改革は、2000年までの第1次分権改革、2006年度までの三位一体の改革と進んできた。そして2006年は地方分権改革の動きを止めることなく、次の動きにつなげる重要な年と位置付けられた。7月の「基本方針2006」において地方分権一括法の制定が明記され、そしてそのための体制づくりとして、地方分権改革推進法案が秋の臨時国会に提出され、年末に成立した。関係者の様々な尽力の成果である。このことにより分権改革は2007年以降新たなステージに移っていく。この点で、2006年は当初のねらいどおりの展開となったとあってよいのではないかと考える。

2006年は地方行政に対する国民の信頼を大きく失わせるような出来事が起きた年でもあった。3人の知事が相次いで談合問題で逮捕され辞職に至るといった事件がおきた。また、岐阜県をはじめいくつかの県において公金の不正使用問題が明るみになった。夕張市が巨額の赤字を抱え破綻に近い財政状況であることも明らかにされた。重大に受け止め再発防止に全力を尽くすべきであるが、だからといって、自治体は信用できない、自治体に権限と財源を移譲する地方分権は進めるべきではないということにはならない。夕張市の問題にしてもこれまでの長い年月の国・地方関係により、自治体をめぐる「国が何とかし

てくれる」という神話が財政規律の緩みに繋がってきた面が否定できない⁽¹⁵⁾。そして、それがために、住民も自治体の問題を自分たちの問題ととらえ関心を持って見守るというシステムが徹底していないという現状があることは認めざるを得ない事実である。この現状を改め住民自治の確立を進めていくことが最大の再発防止策でもあり、今後の第2次分権改革の大きな課題の一つと考える。

第2次分権改革では、2007年早々、地方分権改革推進法に基づく地方分権改革推進委員会の7人の委員の人選がまず焦点となる。かつての地方分権改革会議の轍を踏まないよう、地方公共団体の意見の反映に特に配慮した人選になることを期待したい。

そして、動き出して以降について、小稿『三位一体の改革と税源移譲に関する一考察』（「香川大学経済論叢第79巻第3号」2006年12月）で指摘したとおり、前回の地方分権推進委員会が活動していた時期と異なり、社会全体の地方分権に対する理解が深まってきていること、時代が行政に対してより高い透明性を求めるように変わってきているということを踏まえ、議論を国民の前にオープンにして進めていくことを求めたい。中央集権型を継続するのがよいのか、地域の個性と創造性を重視した地方分権型を求めるのか、国民の選択の中でこれからの地方分権改革の議論が進んでいくことを期待したい。

2007年から3年間で進む新たな地方分権改革において、税源移譲などによる自治体の財政基盤の強化、住民自治の確立が進み、自治体の自己決定・自己責任の体制づくりが進むことを期待する。そして、その後に控える道州制という新たな分権改革のステージにつなげていって欲しいものである。

地方分権改革は政府・国会内だけでなく地方からの声がエンジンとなって推進されていく。2006年は、自治体側において、これまで改革派と言われていた知事、岩手県の増田知事、鳥取県の片山知事などが相次いで次期選挙へ立候補を行わない旨を表明する動きがあった。これまで地方分権の議論を自治体側でリードしてきた方々の退任は惜しまれるものではあるが、地方団体側において、また新たに体制を立て直し、積極的に分権推進のための取組が進められていくことを期待したい。

参 考 文 献

- 経済財政諮問会議, 2006, 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」
 地方分権推進委員会, 1996, 「地方分権推進委員会・中間報告」
 総務省, 2006, 「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会・報告書」
 地方自治確立対策協議会, 2006, 「新地方分権構想検討委員会・中間報告, 最終報告」
 財務省, 2006, 「財政制度等審議会答申 (平成 18 年 6 月 14 日)」
 総務省, 2006, 「地方財政審議会答申 (平成 18 年 6 月 19 日)」
 地方六団体, 2006, 「地方分権の推進に関する意見書 (平成 18 年 6 月 7 日)」
 地方六団体, 2005, 「「三位一体の改革」に関する政府・与党合意に対する声明」
 総務省自治財政局, 2006, 「平成 19 年度地方財政対策の概要 (平成 18 年 12 月)」
 総務省, 2006, 「新しい地方財政再建制度研究会報告書」
 総務省, 2007, 「大臣会見バックナンバー」, 総務省
http://www.soumu.go.jp/menu_01/kaiken/back_01/d-news/index.html (2007 年 1 月 5 日)
 衆議院, 2007, 「総務委員会の会議録議事情報一覧」, 衆議院
http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm (2007 年 1 月 5 日)

その他政府関係文書

中川秀直, 2006, 「上げ潮の時代」, 講談社, 78 頁

注

- (1) 地方分権推進委員会, 1996, 「中間報告」
 (2) 同調査では, 三位一体改革自体の評価は次のようになっている。

① 評価する	0.6%
② ある程度評価	18.4%
③ あまり評価しない	60.8%
④ 評価しない	19.1%

 (3) 竹中総務大臣は, 平成 18 年 7 月 7 日, 「基本方針 2006」の閣議決定後の記者会見で, 「基本方針」(大臣は「骨太方針」と呼ぶ)について, 次のような発言を行っている。
 「骨太方針のやはり一つ大きな役割というのは, 政策には常に何らかのお金の裏付け, 予算の裏付けを必要とする。だから, 小泉内閣ができるまでは, 予算を決める時に政策も決まっていたわけです。12 月のバタバタの中で予算が決まり, それは同時に政策が決まることであったということですから, それでは十分な議論ができないのではないかと, 政策の議論は政策の議論として, 年の前半に集中して行おうと。年の後半は, その政策に具体的にどのようにお金をつけるか, 予算をつけるかということに特化しよう

と、そういうことであったと思います。」

「骨太方針にどうしても書き込んでもらわなければいけないから、自分たちの政策をそれまでに取りまとめるという、一つの流れになってきたのだと思います。先ほど申し上げたような意味も含めまして、この流れは大切にさせていただく必要があるのではないかと。骨太方針の最大のポイントは、政策の問題をじっくりと議論するということと、それをオープンに議論するということ、そこに最大のポイントがあると思います。そのプロセスが少しずつ少しずつ定着をしていった5年間であったのかなど。大きな流れとしてはそのように考えております。」

(4) 「地方分権 21世紀ビジョン懇談会」設置に当たっての竹中総務大臣の考えについて

○平成17年12月9日、竹中総務大臣・臨時記者会見での発言

「地方分権を進めることは、これはもう誰もが重要と認めることだと思います。現状は三位一体改革を進めてきたわけでございますけれども、その後、どのようにしていくか、将来の地方分権の具体的な姿、ビジョンと申しますか、ビジュアルとして描き、それを実現するための抜本的な改革案を示していく必要があると思っております。このため、大臣の下に専門家を集めまして、地方分権 21世紀ビジョン懇談会、これは仮称でありますけれども、地方分権 21世紀ビジョン懇談会を設けたいと思っております。ここでは国民が期待する6つの問題、これはむしろ6つの問題が成果目標、達成すべき目標になるということだと思いますが、それに応えられるような抜本的な議論を行いたいと思っております。6つと申し上げましたが、一番目は、もっと地方が自由度を持てるように抜本的に仕組みを見直すべきではないのか、これが第一の点でございます。例として言うならば、課税自主権の発揮をそもそもどのように今後していくのか、国の関与そのもののあり方をどのように見直していくのか、国の役割、地方の役割をどのようにしていくのか、また場合によっては法律から条例への委任のあり方、国が決めたことのある法律を、一定の自由度を持って、条例でしっかりと自由度を持って決めていくというような制度そのものも議論していく必要があるのではないかと、そのような抜本的な議論をしたい、地方が自由度を持てるような議論、これが第一。二番目が、その裏側で、もっと地方が責任を果たすように抜本的な仕組みを作っていくべきではないのか。その一例として、破産法制は必要ないのか、そういう検討も行う必要があるのではないのか、地方債の格付けをどのようにしていくのか、地方財政計画のあり方をどのようにしていくのか、地方財政計画のあり方の見直しもあると思っております。その根本になる会計情報、情報開示の問題もあるかと思っております。二番目はいずれにしても、もっと地方が責任を果たせるように、抜本的な仕組みを作っていく。三番目が、国と地方がお互いの責任を明確にした上で、協力して財政健全化に取り組むべきではないのか。これは国と地方の具体的な歳出抑制目標というようなものをしっかりとどのように考えていくのか、これは地方交付税の適切な抑制は必要であると思っております。同時に、地方交付税そのもののあり方、税源配分のあり方、そういった点も見直していく必要があると思っております。その上で中期地方財政ビジョンの策定をどのように進めるかという議論も必要だと思います。四番目

は、地方行革をもっと加速して強力に進める必要があるのではないのか。地方行革でございます。そういう観点からは、地方交付税そのものに地方行革を進めるようなインセンティブを持たせるべきではないのか、地方自治体の資産負債管理はどのようにあるべきなのか、市場化テストの活用等をどのように進めていくべきなのか、そういう問題が入ってくるのだと思います。五番目が、結果として自立した自治体、不交付団体を増やすべきではないのかと、そのような問題があると思います。成果目標として掲げないといけないと思います。六番目が、国民に見えるように、思い切った制度の簡素化と透明化が必要ではないのか。やはり地方交付税の仕組みがあまりに複雑である、また、特別交付税のあり方をどのように考えたらいいか、そういう問題を幅広く議論していきたいと思っております。』

○平成18年1月12日、竹中総務大臣、ビジョン懇初会合後の臨時記者会見での発言「まず、地方の、今の国と地方の制度の問題というのは大変複雑な制度になっていてですね、現状をどうするかということから入っていくと議論が必ず行き詰まってしまふ。そういう点の反省も踏まえて、出口から、具体的には10年後のあるべき姿というのを、まず自由に議論をしてみて、その上で、そういったあるべき姿に向かって、今後具体的にですね、そのプロセスをどのように改革していったらいいかという議論をしようではないかと。そういう点に関しては、大田座長の方で取りまとめをいただきまして、議論の一致があったと。つまり、現状から出発するのではなくて、10年後のあるべき姿、想定される姿から出発するということでございます。その際に、具体的にはですね、ケーススタディ、できれば複数のケース、三つなのか四つなのか五つなのか、大都市もあれば過疎の村もあるわけですから、いくつかのケースを想定して、ケースに分けてですね、イメージを作りながらしっかりと議論をしていこうではないかということになりました。これが第2の点でございます。その際に、あるべき姿を議論するのであるから、非常に幅広く、タブーなく、国と地方の問題を議論すると、そういうことにする必要はあるだろうということでございます。その際に、おそらく重要になってくるのは、例えばこれから人口減少社会になっていく、その人口減少社会の中で、それぞれのコミュニティが、また日本経済全体がどのように変わっていくのかという、そういう想定もしっかりと目配りしながら、議論の中に含めて議論をしていこうではないかということではなかったかと思えます。方向としては、そういう方向で議論をしていくということ。具体的には次回に各委員からできればメモを出していただいて、国はどこまで地方に関与して、何を保障するのかと。国と地方の関係で、今日の議論の中では、ナショナルミニマムとナショナルアベレージは違うはずだというような議論もございましたし、国は、だからどこまで地方に関与して保障するのかというような、国の役割、その裏返しとして地方の役割があるわけですが、そもそも論、これについてメモを出してもらいたい。その場合に、配慮すべきこととしてどういう問題があるのかと、これは、人口の減少の問題、地方の実体経済がグローバル化の中でどのように変わっていくのかというようなこと、そうしたことが例としてあると思いますが、それをまずメモとして出してもらって、

国民へのメッセージとして分かりやすい議論を行おうではないかということになりました。」

- (5) 自由民主党幹事長・中川秀直氏はその著書「上げ潮の時代」の中で「日本では将来像を考えるとときに、現在から積み上げて将来を展望する積上げ方式（フォアキャスト方式）を選択するケースが多い。…逆に、目標ありきの、将来あるべき姿から逆算して現在を見る方式（バックキャスト方式）でのビジョンづくりが、いま求められている。」（78頁）と指摘する。
- (6) 「(4)税源配分の見直し」において、国と地方の税収比について4:6を目指すべきとする点については、水平的財源調整を想定していると考えられる議論が出ている。また、「(5)交付税改革 ②不交付団体の拡充」の中で、「10年後までに人口10万人以上の自治体の半分が不交付団体となるように目指すべきである」というような目標については現時点では具体的な工程がなかなか想定しにくいという議論等がある。
- (7) 平成18年5月10日、竹中総務大臣・臨時記者会見での発言
- (8) 平成18年5月12日、第10回 地方分権21世紀ビジョン懇談会終了後の大田座長発言（竹中総務大臣・閣議終了後の記者会見と同じ場）
- (9) 「基本方針2006」についての竹中総務大臣発言
- 竹中総務大臣は平成18年6月27日閣議後の記者会見にて次のように述べている。
- 「今回の地方財政に関する合意で私は大変大きいと思うのは、国と地方の役割分担で関係法令を見直すに当たって、一括して見直すと、その一括という言葉が入ったことが極めて大きい。これはまさにわれわれが言っている新地方分権一括法、地方団体が求めている新地方分権推進法について、その道が開かれたという意味でその部分の合意は極めて大きいと思っております。」
- また、竹中総務大臣は7月11日の閣議終了後の記者会見で次のような発言をしている。
- 「今回の骨太の方針では地方分権に関する大変重要な入口の部分が決定されています。一括して法律を見直すことによって国の関与、国庫補助金等々見直すという分権一括法への入口が作られたということ、それと税源移譲を含む税源配分の見直しが明示されたということ、そして交付税の簡素な新しい基準による算定が明記されたこと、そして不交付団体の拡大についても具体的に人口20万人以上の半分以上を例えば不交付団体にするというようなことが掲げられた。これは大変大きな地方分権改革を進めていく上での成果であったと思います。」
- (10) 平成18年7月14日、竹中総務大臣・閣議後記者会見での発言
- 「分権推進法を作って体制を整えて分権一括法の議論に入っているわけで、今回もそういうこと、私は当然必要になると思っているわけです。したがって分権推進法と分権一括法というのはワンパッケージである。そのように認識をしています。」
- (11) この表明までには、竹中総務大臣、また引き継ぐ菅総務大臣の安倍総理大臣に対する積極的な働きかけがあったことが窺える。

例えば、平成 18 年 10 月 3 日、菅総務大臣・閣議後記者会見での発言

「やはり総理がまさにこれは、地方の活力なくして国の活力はないと記者会見で述べていますし、所信表明演説でも地方のことについて非常に気を遣っている。私は、そういう中で地方分権を安倍内閣は一生懸命やるのだという一つのアピールも含めて今国会でどうしても提出をしたいと、そういうことで総理と一致したということです。もちろん提出するからには当然成立も期すと、当然のことです。」

- (12) ○竹中総務大臣も、平成 18 年 9 月 26 日の辞表取りまとめ閣議後記者会見で次のような発言を行っている。

「道州制の話というのは、これは長期的な方向としては当然重要なわけですがけれども、道州制ができるまでは地方分権一括法とか、そういうことは何もできないんだというようなことを主張する節が抵抗勢力の中にはあると思っております。そういう抵抗勢力を突破するためにもまず推進法をしっかりとつくって、そして一括法に入っていく。そのプロセスがどうしても必要であると。」

○また、西尾勝氏（東京市政調査会理事長）も「第 2 次分権改革の課題」と題する講演にて次のような発言を行っている（「自治日報 第 3345 号：平成 18 年 10 月 13 日発行」より引用）。

「今回のぼってきた「地方分権推進法」で取り上げる課題は、三位一体改革とそれに密接にからんだ法令の規律密度緩和を一体として推進すべきだ。そこに、「道州制」という新たな課題をつけると第 3 と第 4 の課題（事務権限の移譲、広域自治体としての都道府県の仕組みの組み換えなど新たな地方自治制度の仕組みの検討）もまじった話となり、整理がつかず、結局は、全てが審議中となり、その間、分権改革は休止状態となることを憂慮する。」

- (13) 菅総務大臣、平成 18 年 11 月 7 日衆議院総務委員会答弁
(逢坂委員質問に対する答弁)

「私は、当初これは、前回は五年でしたから、いろいろな考え方があるのも事実です。しかし、三年にしてやろうということを私の決断で行いました。というのは、こうした地方分権というのは、委員も十分わかりだと思っておりますけれども、機運を盛り上げて一挙にやらないと、なかなか時間がかかって、いろいろな審議をして、その結果がいい結果につながるということだけではないというふうに思っていますので、三年あれば十分さまざまな議論ができるというふうに実は思っています。」

- (14) 2006 年 11 月 1 日 「官庁速報」(時事通信社) 参照

- (15) 総務省、2006、「新しい地方財政再生制度研究会報告書」(P. 1) 参照